



第81回

債権保全・回収 (3)

前回は、金銭債権の保全の方法のうち、人的担保を中心に説明しました。

今回は、物的担保について詳しく説明します。

物的担保について

物的担保とは、前回も説明した通り、特定の物を担保として提供してもらうものです。

物的担保には、法律上当然に成立する「法定担保」と、相手方との契約により成立する「約定担保」があります。

法定担保について

法定担保には、次のようなものがあります。

①先取特権

法律に定めるある種類の債権を有する者が債務者の一定の財産より優先弁済を受けることのできる担保のことです。

例え、ある動産の売主は、その動産の売買代金及び利息について、売った動産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができます(これを「動産売買先取特権」と言います)。

②商事留置権
他人の物を留置(所持)している者(商事留置権者)が、その他人に対して金銭債権を有している場合に、その金銭債権について弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利です。

この留置権は、留置している物の引き渡しを拒絶することによって、間接的に債務者の支払いを促すことを本質としていますので、法律上、優先弁済権は認められていません。

ただ、債権者は民事執行法で認められた留置権に基づく競売を申し立て、競売による売却代金と相殺することで、自己の金銭債権につき事実上の優先弁済を図ることも可能です。

なお、留置権は物の留置を失うと消滅してしまいますので、ご注意ください。

約定担保について

約定担保としては、主に次の担保があります。

①抵当権

債権者(抵当権者)が、債務者ら(抵当権設定者)が使用中の不動産について担保の設定を受けることにより、自己の金銭債権につき優先弁済を受けることができる権利です。

抵当権の設定を第三者に対抗するためには、抵当権の対象となった不動産に、抵当権設定の登記をすることが必要です。

②質権
債権者(質権者)が、債務者ら(質権設定者)の物について担保の設定を受けて引き渡しを受けることで、その物から優先弁済を受けることができる権利です。

質権の場合、質権の対象となった物を質権者が保有することになりますので、抵当権とは異なり、質権設定者はその物を使用することができません。

③所有権留保

売主が、売買代金の支払いを受けるまで、売買の対象となった物品の所有権を留保することを内容とする担保です。

④譲渡担保

ある物の所有権を表面的に債権者に移転し、債務者が支払わないときは、その物を売却するなどして優先的に弁済を受け、債務者が支払えばその所有権を債務者に戻すという担保です。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。

質権者は、保有する物を競売にかけ、その売却代金から優先的に弁済を受けることができます。



田中伸山
山下江法律事務所、副所長・弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります 山下江 検索
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金 ¥0-



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09